**委員協議会について**

**１　位置づけ**

・　地方自治法に規定する「協議又は調整を行うための場」として、会議規則に位置　づけられた会議

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **地方自治法第100条第12項**　「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」**大阪府議会会議規則第124条第１項**　「法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。」　別表（第124条関係）　※抜粋

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 目　　　的 | 構　成　員 | 招集権者 |
| 委員会委員協議会 | 各常任委員会又は各特別委員会の委員長が必要があると認めた事項について協議する | 各常任委員又は各特別委員 | 各委員長 |

・ |

**２　主な内容**

（１）常任委員会においては、次のとおり委員協議会を開会し説明を聴取している。

① ５月定例会会期中： 幹部職員の紹介、所管事務事業の概要説明を聴取

　　　② ９月定例会会期中： 決算報告の概要説明を聴取（令和元年度から）

　　　③ ９月及び２月定例会の

招集告示日から定例会開会日までの間： 提出予定議案の概要説明を聴取

※　５月及び１２月については、委員会が予定されていないため、提出予定議案の概要の送付をもって委員協議会の開会を省略。

※　平成２１年２月定例会より現行方式に見直し（説明者を限定、既存資料の活用）。

（２）上記の他、所管事務の課題や報告事項等の説明聴取、講演会等についても、各

委員会の判断で実施（平成20年12月９日　議会運営委員会理事会了承）